

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かほく市は、職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石川県かほく市長

公表日

平成28年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の第9条第3項の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の作成等を行うため。
③システムの名称	財務会計システム、EXCEL
2. 特定個人情報ファイル名	
報酬等源泉所得税管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課
②所属長	総務部総務課長 丸井 厚司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	かほく市総務部総務課 〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地 電話076-283-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	かほく市総務部総務課 〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地 電話076-283-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

